

○松江市立保育所及び松江市立認定こども園における特別保育に関する条例施行規則

平成23年7月29日

松江市規則第55号

(趣旨)

第1条 この規則は、松江市立保育所及び松江市立認定こども園における特別保育に関する条例(平成23年松江市条例第58号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において用いる用語は、条例において用いる用語の例による。

(特別保育の実施日及び保育時間)

第3条 特別保育の実施日及び保育時間は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別な事情があると認めるときは、実施日及び保育時間を変更することができる。

(特別保育の申込み)

第4条 保育所等に入所している児童について延長保育を行うことを希望する保護者は、延長保育申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 保育所等に入所していない就学前児童について一時預かりを行うことを希望する保護者は、一時預かり申込書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(特別保育を行うことの決定等)

第5条 市長は、前条の規定により申込みを受けたときは、その内容を審査し、特別保育を行うことの可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により特別保育を行うことを決定する場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により通知するものとする。

(1) 延長保育 延長保育決定通知書(様式第3号)

(2) 一時預かり 一時預かり決定通知書(様式第4号)

3 市長は、第1項の規定により特別保育を行わないことを決定したときは、延長保育・一時預かり不承諾通知書(様式第5号)により保護者に通知するものとする。

(特別保育を行うことの解除)

第6条 市長は、特別保育を受けている児童が、次の各号のいずれかに該当するときは、特別保育を行うことを解除することができる。

- (1) 特別保育を利用できる要件を満たさなくなったとき。
- (2) 疾病その他の理由により特別保育の利用が不相当であると認められたとき。
- (3) 保護者が条例第6条に規定する特別保育料等を納付しないとき。

2 市長は、前項の規定により特別保育を行うことを解除したときは、延長保育・一時預かり解除通知書(様式第6号)により保護者に通知するものとする。

(一時預かり利用料の免除)

第7条 市長は、一時預かりを利用する児童の世帯が松江市内在住世帯であって、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第9条の規定により、一時預かり利用料を全額免除する。この場合において、免除する一時預かり利用料は、次条第1項の規定による申請があった日以降の一時預かり利用料に限る。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する被保護世帯(単給世帯を含む。)
- (2) 市町村民税非課税世帯(一時預かりを利用する月の属する年度(一時預かりを利用する月が4月から8月までの場合にあつては、前年度)の市町村民税が非課税である世帯をいう。)
- (3) 一時預かりを利用する月の属する年度(一時預かりを利用する月が4月から8月までの場合にあつては、前年度)の市町村民税の所得割課税額が77,101円未満である世帯

(一時預かり利用料の免除申請等)

第8条 前条の規定により一時預かり利用料の免除を受けようとする者は、一時預かり利用料免除申請書(様式第7号)にその理由を証する書類を添付して市長に申請しなければならない。この場合において、当該申請は、一時預かり利用料の免除を受けようとする年度ごとに行わなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、一時預かり利用料の免除を決定したときは、一時預かり利用料免除決定通知書(様式第8号)により、当該申請を却下したときは、一時預かり利用料免除申請却下通知書(様式第9号)により当該申請をした者に通知するものとする。

3 一時預かり利用料の免除の決定を受けた者(以下「免除者」という。)は、その理由が消滅したときは、当該理由が消滅した日から起算して15日以内に一時預かり利用料免除辞退申出書(様式第10号)により市長に申し出なければならない。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、一時預かり利用料の免除の一部又は全部を取り消すこととし、一時預かり利用料免除取消通知書(様式第11号)により免除者に通知するものとする。

(1) 第1項の規定による申請の内容が虚偽であったと認められる場合

(2) 前項の規定による申し出がなかった場合

(指定管理者に係る読替え)

第9条 指定管理者の管理する保育所で特別保育を行う場合において、

第4条から第6条まで及び様式第1号から様式第6号まで中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年8月1日から施行する。

(八束郡東出雲町の編入に伴う経過措置)

2 松江市立揖屋保育園、松江市立意東保育園及び松江市立出雲郷保育園において、平成23年8月1日から平成24年3月31日までの間に延長保育を利用しようとする児童の保護者は、第5条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる区分に応じた申込書を福祉事務所に提出しなければならない。

(1) 延長保育の通常利用を希望する児童の保護者 延長保育利用申込書(附則様式第1号)

(2) 延長保育の緊急利用を希望する児童の保護者 延長保育緊急利用申込書(附則様式第2号)

附則様式第1号

延長保育利用申込書

年 月 日

松江市福祉事務所長 氏 名 様

保護者 住所
氏名
電話番号



延長保育の利用をしたいので、下記のとおり申し込みます。

記

児童が入所する保育所名	
延長保育を希望する児童氏名	
延長保育を希望する理由	
延長保育を希望する期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長保育を希望する曜日	1 月曜日から金曜日まで 2 月曜日から土曜日まで

松江市処理欄 ※以下は記入しないでください。

要否	減免	延長保育料
要・否	<input type="checkbox"/> 生活保護世帯 <input type="checkbox"/> 市民税・所得税非課税世帯のうち父子世帯、母子世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯	(月 額) 円
備考		

附則様式第2号

延長保育緊急利用申込書

年 月 日

松江市福祉事務所長 氏 名 様

保護者 住所
氏名 ④
電話番号

延長保育の利用を緊急一時的にしたいので、下記のとおり申し込みます。

記

児童が入所する保育所名	
延長保育を希望する児童氏名	
延長保育を希望する理由	
延長保育を希望する日	

松江市処理欄 ※以下は記入しないでください。

要否	延長保育料
要 ・ 否	(日 額) 200 円
※備考	

附 則(平成24年3月30日松江市規則第33号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年9月19日松江市規則第55号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月25日松江市規則第17号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月18日松江市規則第77号)

この規則は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日から施行する。

附 則(平成30年10月1日松江市規則第70号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年12月28日松江市規則第77号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年12月28日松江市規則第62号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中松江市立保育所管理運営規則第8条及び第15条第2項の改正規定並びに第2条の改正規定(松江市立保育所及び松江市立幼保園における特別保育に関する条例施行規則別表備考の改正規定を除く。)は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年10月2日松江市規則第50号)

この規則中第1条の規定は令和6年4月1日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。

附 則(令和6年10月9日松江市規則第42号)

この規則は、令和6年11月1日から施行する。

別表(第3条関係)

(土曜日は午後1時まで)松江市立やつか保育園、松江市立しんじ幼保園、松江市立揖屋幼保園月曜日から金曜日まで(12月29日から翌年1月3日まで及び祝日を除く。)午前8時30分から午後5時30分まで

様式第1号（第4条関係）

延長保育申込書

年 月 日

（あて先）松江市長

保護者 住所

氏名

電話番号

延長保育を利用したいので、下記のとおり申し込みます。

記

延長保育を希望する児童		生年月日・年齢	
フリガナ		年 月 日 生	
氏名		(歳)	
在籍する保育所等の名称			
延長保育を必要とする理由			
延長保育を希望する日又は期間			

備考 延長保育料を確定するため、生活保護受給の有無及び世帯の所得状況の確認をしますので、御承知おきください。

様式第2号（第4条関係）

一時預かり申込書

年 月 日

（あて先）松江市長

保護者 住所
氏名
電話番号

一時預かりを利用したいので、下記のとおり申し込みます。

記

一時預かりを希望する児童			生年月日・年齢	
フリガナ				年 月 日 生
氏名				(歳)
同居世帯員	氏 名	続柄	年齢	職業・勤務先・学校等
			歳	電話番号
			歳	電話番号
			歳	
		歳		
一時預かりを希望する保育所等の名称				
一時預かりを必要とする理由	該当する番号を○で囲み、必要事項を記入してください。 1 傷病・入院（対象者： ） 2 災害・事故（対象者： ） 3 心理的・肉体的負担の解消（対象者： ） 4 その他（ ）（対象者： ）			
一時預かりを希望する日又は期間				

様式第3号（第5条関係）

延長保育決定通知書

年 月 日

氏 名 様

松江市長 氏 名 印

申込みのありました延長保育の利用について下記のとおり決定します。

記

保育所等の名称	
児童氏名	
延長保育を行う日又は期間	

備考

- 1 延長保育申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出てください。
- 2 延長保育を行う期間中であっても延長保育を行うことが不相当であると認められる場合は、松江市立保育所及び松江市立認定こども園における特別保育に関する条例施行規則第6条第1項の規定により延長保育を行うことを解除します。

様式第4号（第5条関係）

一時預かり決定通知書

年 月 日

氏 名 様

松江市長 氏 名 印

申込みのありました一時預かりの利用について下記のとおり決定します。

記

一時預かりを行う児童 の氏名及び生年月日	年 月 日生
一時預かりを行う保育 所等の名称	
一時預かりを行う日又 は期間	
一時預かり利用料	4時間未満 円 4時間以上 円

備考

- 1 一時預かり申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出てください。
- 2 一時預かりを行う期間中であっても一時預かりを行うことが不適當であると認められる場合は、松江市立保育所及び松江市立認定こども園における特別保育に関する条例施行規則第6条第1項の規定により一時預かりを行うことを解除します。

様式第5号（第5条関係）

延長保育・一時預かり不承諾通知書

年 月 日

氏 名 様

松江市長 氏 名 印

申込みのありました 延長保育
一時預かり の利用については、下記の理由により利用
することができませんので通知します。

記

申込児童氏名

理由

教示

- 1 本決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、松江市長に審査請求をすることができます。
- 2 本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この通知書（上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決書。以下同じ。）を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、松江市を被告として（訴訟において松江市を代表するものは松江市長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができません。

様式第6号（第6条関係）

延長保育・一時預かり解除通知書

年 月 日

氏 名 様

松江市長 氏 名 印

下記の児童について 延長保育
一時預かり を行うことを解除することとしましたので
通知します。

記

児童氏名

解除年月日

理由

教示

- 1 本決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、松江市長に審査請求をすることができます。
- 2 本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この通知書（上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決書。以下同じ。）を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、松江市を被告として（訴訟において松江市を代表するものは松江市長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができません。

一時預かり利用料免除申請書

(あて先)松江市長

一時預かり利用料の免除について、次のとおり申請します。なお、利用料の免除を申請する理由がなくなったときは、速やかに一時預かり利用料免除辞退申出書を提出することを誓約します。また、申請児童の保護者及び扶養者は、申請に当たっての同意事項にいずれも同意していることを誓約します。

(保護者)申請者	フリガナ	現住所		〒	
	氏名	印	日中の連絡先 (電話番号)	<input type="checkbox"/> 母携帯	<input type="checkbox"/> 父携帯 <input type="checkbox"/> ()
申請児童	フリガナ	生年月日	年 月 日	現況	<input type="checkbox"/> 家庭保育 <input type="checkbox"/> 施設在籍※施設名記入 ()
	氏名				
	個人番号			利用施設	
免除申請事由	免除申請する事由に☑を付けてください。				
	<input type="checkbox"/> 生活保護世帯に属するため。				
	<input type="checkbox"/> 市町村民税非課税世帯（一時預かりを利用する月の属する年度（一時預かりを利用する月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）の市町村民税が非課税である世帯をいう。）に属するため。				
	<input type="checkbox"/> 一時預かりを利用する月の属する年度（一時預かりを利用する月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）の市町村民税の所得割課税額が77,101円未満である世帯に属するため。				

	フリガナ 氏 名	生年月日	個人番号
父		年 月 日	
母		年 月 日	
扶養者 (父母以外)		年 月 日	

前年度 1月1日現在の住所	父	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ
	母	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ
	扶養者 (父母以外)	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ
前々年度 1月1日現在の住所	父	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ
	母	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ
	扶養者 (父母以外)	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ

※申請児童の扶養者（加入医療保険の被保険者）が父母以外の場合は、当該扶養者を扶養者の欄に記入してください。

【申請に当たっての同意事項】
1. この申請を 課で受理した日以降の一時預かり利用料が免除申請対象となります。
2. 市町村民税課税状況、世帯状況及び扶養状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。

様式第8号（第8条関係）

指令 第 号
年 月 日

一時預かり利用料免除決定通知書

様

松江市長 氏 名

先に申請のありました松江市内在住世帯に係る一時預かり利用料の免除について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日生
免 除 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
免 除 理 由	


- 1 本決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、松江市長に審査請求をすることができます。
- 2 本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この通知書（上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決書）を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、松江市を被告として（訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができません。
- 3 利用料の免除理由が消滅したときは、当該理由が消滅した日から起算して15日以内に一時預かり利用料免除辞退申出書により必ず申し出てください。

様式第9号（第8条関係）

指令 第 号
年 月 日

一時預かり利用料免除申請却下通知書

様

松江市長 氏 名 

先に申請のありました松江市内在住世帯に係る一時預かり利用料の免除について、下記のとおり却下しましたので通知します。

記

児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日生
免 除 申 請 日	年 月 日
却 下 理 由	

- 1 本決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、松江市長に審査請求をすることができます。
- 2 本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この通知書（上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決書）を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、松江市を被告として（訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができません。

一時預かり利用料免除辞退申出書

(あて先) 松江市長

住 所 _____
保護者 氏 名 _____ 印
電話番号 _____

※ 自署の場合は押印不要です。

先に決定された松江市内在住世帯に係る一時預かり利用料の免除について、下記のとおり辞退を申し出ます。

記

1 一時預かり利用料の免除の辞退に係る児童

氏 名	
生 年 月 日	年 月 日

2 一時預かり利用料の免除を辞退する要因


--

様式第11号（第8条関係）

指令 第 号
年 月 日

一時預かり利用料免除取消通知書

様

松江市長 氏 名 

先に決定した松江市内在住世帯に係る一時預かり利用料の免除について、下記のとおり取り消しましたので通知します。

記

児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日生
利用する保育所等の名称	
取 消 期 間	年度 月分から 月分まで
取 消 理 由	

- 1 本決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、松江市長に審査請求をすることができます。
- 2 本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この通知書（上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決書）を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、松江市を被告として（訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができません。

附則様式第1号

附則様式第2号

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第5条関係)

様式第4号(第5条関係)

様式第5号(第5条関係)

様式第6号(第6条関係)

様式第7号(第8条関係)

様式第8号(第8条関係)

様式第9号(第8条関係)

様式第10号(第8条関係)

様式第11号(第8条関係)